

平成29年第1回定例会予算特別委員会(部審査) 開催状況

開催年月日 平成29年3月17日(金)

質問者 日本共産党 佐野 弘美 委員

担当部課 総合政策部地域主権・行政局市町村課

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 マイナンバー等について</p> <p>(一) マイナンバーの取得状況等について マイナンバー等についてです。 自治体が事業者に郵送する特別徴収税額決定通知書の書式が、2016年10月地方税法施行規則が改正され、本年1月に施行されました。 新たな書式では従業員の名前、住所に加え、新たに12桁のマイナンバーを記入する欄が設けられています。 そこで伺いますが、今般の通知書の書式変更によって、新たにどの程度の数の事業所にマイナンバー付きの書類が送付されることになると認識されているのでしょうか。</p> <p>(二) 自治体による事業者へのマイナンバー提供の必要性について これだけ膨大な数の事業者に個人番号が送られるとのことですが、全て無事に届くのか非常に心配です。 現在、会社等の事業所で働く労働者は、事業所に対してマイナンバーの提出が求められておりますが、強制的なものではなく、マイナンバー提出を拒否することもできます。 しかし、通知書によって提出を拒否した従業員のマイナンバーが事業所に伝わることになってしまい、重大な問題であると考えます。 本人が番号通知を拒否している場合もあるにもかかわらず、自治体から番号を事業主に知らせることによる必要性があるのでしょうか伺います。</p> <p>(再二) 市町村から事業主である特別徴収義務者に対して、マイナンバーが送付されることにより、事業主は情報漏えいなどのリスクが生じます。このため安全措置等を講じることが番号法で義務づけられていますが、とりわけ中小企業者や個人事業主は大きな負担となることが懸念されるのですが、道の認識を伺います。 また、市町村が特別徴収義務者に送付する特別徴収税額決定通知書にマイナンバーを記載しなくても、市町村及び事業者は住民税等の手続きに何ら影響がないと</p>	<p>〔森市町村課長〕 特別徴収税額決定通知書の送付数についてでございますが、平成27年10月の番号法の施行と併せまして、地方税法施行規則が改正され、平成29年度から市町村が個人住民税の特別徴収義務者に送付する特別徴収税額決定通知書に個人番号を記載することとされたところでございます。 平成27年度の課税状況調査におきましては、特別徴収義務者の数が、延べ約15万5千となっておりますことから、平成29年度におきましても、それに近い数の事業者に、特別徴収税額決定通知書が道内の各市町村から送付されることになるものと考えているところでございます。</p> <p>〔森市町村課長〕 個人番号の記載の必要性についてでございますが、行政運営の効率化及び行政分野における公正な給付と負担の確保を図ることを目的としまして、平成27年10月に施行されました番号法第9条第1項の規定によりまして、地方税の賦課徴収事務に個人番号を利用することができるとされたところでございます。 特別徴収税額決定通知書に個人番号を記載することによりまして、課税当局である市町村と事業主などの賦課徴収等の事務を行う特別徴収義務者が一体として個人番号を利用することによりまして、正確かつ円滑な特別徴収関係事務の執行を通し、個人住民税の公平・公正な課税や事務の効率化に資するものと考えているところでございます。</p> <p>〔森市町村課長〕 事業主の負担などについてでございますが、特別徴収義務者である事業主は、これまでも個人情報保護法に基づきまして、個人情報の漏えい防止など必要な措置を講じているところでございます。 今回の改正によりまして、特別徴収義務者は、番号法及び個人情報保護法に基づきまして、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」などによる安全管理措置を行うこととなるものと承知しております。 また、個人住民税の特別徴収税額決定通知書につ</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>思うのですが如何でしょうか。</p> <p>(再々二) 個人情報の漏えい防止など、必要な措置を講じている。また、安全管理措置を行うこととなるという答弁でしたが、それでは、これらの措置がきちんと行われていたことを道は確認されているのでしょうか、お答えください。</p> <p>(指摘) これまで措置を講じてきた。安全管理措置の義務もあるということですが、それではやはり安全は担保されないと思います。 特別徴収税額通知書に記載すべき個人番号を記載しないことは、地方税法上、罰則規定が無いことを確認しました。 番号を記載しないことは認められていないという答弁ですが、マイナンバーを記載しなくても市町村にも事業所にも影響が出るものではありませんので、この前提を踏まえていただくよう指摘をします。</p>	<p>きましては、地方税法第321条の4第1項により通知されることとなっております、その記載内容につきましては、同法施行規則第3号様式によるものとされております。</p> <p>通知書に個人番号を記載することによりまして、課税当局である市町村と事業主などの賦課徴収等の事務を行う特別徴収義務者が一体として、個人番号を利用することによりまして、正確かつ円滑な特別徴収関係事務の執行を通し、個人住民税の公平・公正な課税や事務の効率化に資するものと認識をしております。</p> <p>なお、通知書に記載すべき個人番号を、記載しないことに対しましては、地方税法上、罰則規定はございませんが、地方税法施行規則第3号様式によりまして、市町村は事業者に対し個人番号を記載した通知書を送付するとされておりますことから、個人番号を記載しないことは認められていないものと考えているところでございます。</p> <p>【森市町村課長】 事業主における安全管理措置でございますが、特別徴収義務者である事業主は、これまでも個人情報保護法に基づきまして、個人情報の漏えい防止など、必要な措置を講じてきたところと考えております。</p> <p>今回の改正によりまして、平成29年度分から特別徴収義務者は、番号法及び個人情報保護法に基づきまして、安全管理措置を行うこととなるものと承知しており、これまでどおり個人情報の漏えい防止など必要な措置を講じるものと承知しております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) 事業所に対するマイナンバー提供の法的根拠について</p> <p>次に、事業所に対するマイナンバー提供の法的根拠についてですが、番号法では、個人に対して個人番号の提供を強制する規定はありません。</p> <p>個人が自らの特定個人情報を誰にどのように提供するか、或いは提供しないかは自由であり、これに反して他者が特定個人情報をみだりに第三者に提供することは個人の人格的な権利利益を著しく侵害するものと考えられるのですが如何でしょうか。</p> <p>また、自治体が従業員のマイナンバーを付して事業所へ提供しなければならぬ根拠を明らかにしてください。</p> <p>(再三)</p> <p>自治体の判断でマイナンバーを事業主へ提供しないと決めることは法的には問題がない、不利益は生じないということで問題はないという認識でよろしいでしょうか。確認します。</p> <p>(指摘)</p> <p>記載しないことは認められていないというご答弁でしたが、記載しないことによる罰則規定もないことは先程来の答弁でも明らかです。また、記載するかどうかは自治体の判断で行えるものです。</p> <p>東京都の全62自治体に調査を行った結果によりますと、マイナンバーを記載すると回答した自治体は僅か10に留まりました。他県においてはこうした実態にもなっているようです。</p> <p>自治事務である以上、市町村の判断によって決定することができるということをまず前提とすべきということを指摘をします。</p>	<p>【森市町村課長】</p> <p>個人番号を記載する法的根拠についてでございますが、番号法第19条第1号の規定によりまして、市町村は、個人番号利用事務を処理するために必要な限度において、特別徴収義務者に対し個人番号を含む特定個人情報を提供することができるかとされているところでございます。</p> <p>この規定に基づきまして、地方税法第321条の4第1項の規定及び今回改正されました地方税法施行規則第3号様式により、市町村は特別徴収義務者に対して、従業員の個人番号を記載した特別徴収税額決定通知書を送付しなければならないとされているところでございます。</p> <p>【森市町村課長】</p> <p>個人番号を記載しないことについてでございますが、市町村は、地方税法第321条の4第1項及び地方税法施行規則第3号様式によりまして、特別徴収義務者である事業者に対し、特別徴収により個人住民税が徴収される従業員の個人番号を記載した通知書を送付することとされております。</p> <p>したがって、同法施行規則の様式に基づかない様式を、市町村が独自に定めることや、規則の様式に定められている事項を記載しないことは、認められていないものと考えているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四)道内自治体の対応状況について</p> <p>次に、道内自治体の対応状況についてですが、道内の自治体において、住民税特別徴収通知書にマイナンバーを記載する等の対応状況について、また郵送方法についてお答えください。</p> <p>(五) 普通郵便で郵送するリスクについて</p> <p>マイナンバーが記載された書類が普通郵便で送られるということがあれば、それ自体が情報漏えいの大きなリスクが生じる危険があると考えられます。</p> <p>そもそも通知カード郵送の際は、全国すべてで簡易書留による郵送が行われましたが、それでも全国で誤配が相次ぎました。</p> <p>郵便受けに入れるだけの無防備なやり方では、マイナンバー、氏名、住所、勤務先がセットで漏えいするという危険がさらに増大するのではないのでしょうか。</p> <p>普通郵便でマイナンバーを郵送するという行為に通知カード郵送と比べて、より情報漏えいのリスクは高まると考えますが、道はどのように認識しているのでしょうか。</p> <p>(再五)</p> <p>先ほどの東京都全62自治体を対象に行ったアンケート調査によりますと、郵送方法についても普通郵便と回答した自治体は15自治体と圧倒的に少なくなっています。</p> <p>リスク軽減を考えれば普通郵便で郵送することは最低限避けるべきであり、自治体によって番号を記載しないと</p>	<p>〔森市町村課長〕</p> <p>道内市町村の対応状況等についてでございますが、特別徴収税額決定通知書への個人番号の記載につきまして道内179市町村に照会しましたところ、現時点において、すべての団体で記載する旨の回答があったところでございます。</p> <p>また、道内市町村における通知書の具体的な送付方法につきましては把握はしておりませんが、市町村が特別徴収義務者に送付する通知書には、納税者の氏名や所得税額等の重要な個人情報に記載されておりますことから、市町村におきましては、これまでも十分に配慮の上、厳正な取扱いを行ってきているものと承知しております。</p> <p>〔奥山地域主権・行政局長〕</p> <p>特別徴収税額決定通知書の送付方法についてでございますが、番号法に定めます個人番号通知カードの通知につきましては、番号法上、安全管理措置が義務づけられていない個人に対し通知されるものでありますことから、簡易書留等信頼性の高い手段により送付されたものと承知しております。</p> <p>一方で、番号法及び個人情報保護法に基づき、特別徴収義務者である事業者につきましては、個人番号の漏えい防止等の適切な管理のために必要な措置を講じることとされており、具体的には「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」により、事務取扱担当者の明確化や研修の実施などの安全管理措置を講じることが義務づけられているところであります。</p> <p>また、市町村におきましても、ガイドラインや、個人情報保護審査会が認定しました特定個人情報保護評価書に基づき所要の安全管理措置を講じることが義務づけられているところでございます。</p> <p>道としましては、市町村及び事業者の双方におきまして、こうした安全管理措置に沿った厳正な取扱いに基づき通知書の送付が行われるものと考えているところであります。</p> <p>〔奥山地域主権・行政局長〕</p> <p>特別徴収税額決定通知書の送付方法について再度のご質問でございますが、個人番号が記載されております特別徴収税額決定通知書の送付にあたりましては、先ほど申し上げました、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインや特定個人情報保護評価書に定</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>いう決断も自治体の危機管理の上で適切な対応と言えます。</p> <p>道は東京都内の自治体における一連の対応についてどう受け止めているでしょうか。お答えください。</p> <p>(六) 道の対応について</p> <p>ガイドラインがあるから大丈夫、後は自治体の判断で、これで誰が責任を持つというのでしょうか。</p> <p>総務省は配達方法について特段の指定をしていないと承知しています。</p> <p>自治体にしても通知書に番号を加えることで、発行と発送の業務が増大することに加え、通知書から番号が第三者に漏れた場合の責任も問われるなどリスクが増大することは明らかです。</p> <p>少なくともリスク軽減などの観点から、個人番号を記載した通知書を普通郵便で郵送することは危険が伴うという認識に立って、自治体により厳しい管理運営を求めべきと考えるのですが、道としてどのように対応していくのか部長に伺います。</p> <p>(指摘)</p> <p>現時点では特別徴収税額決定通知書のみであります。今後は多くの情報が紐付けされていき、情報の価値が高まっていくとともに漏えいのリスクが高まり、その際の被害も大きくなっていきます。</p> <p>それはどんなにセキュリティ対策を尽くしたとしても同じことです。そのような事態が本人の意思と関係なく動いていくことは本当に恐ろしいことだと思います。</p> <p>道民の利益を守るために、道は今一度立ち止まって考えるべきと強く指摘をします。</p>	<p>める安全管理措置を講じることとされておりまして、こうした措置に基づき各市町村の判断によりまして、適切な郵送方法で送付されるものと考えております。</p> <p>〔窪田総合政策部長〕</p> <p>マイナンバーに関しまして、通知書の管理などについてでございますが、今回の改正によりまして、通知書に個人番号を記載するとされたことから、市町村及び特別徴収義務者においては、番号法及び個人情報保護法の規定に基づき、所要の安全措置を講じることが義務付けられているところでございます。</p> <p>このため、個人番号の適切な管理を行うという観点から、今月、総務省から平成29年度分以降の個人住民税に係る特別徴収税額決定通知書の送付に関する留意事項が通知をされ、各市町村に周知を図ってきたところでございます。</p> <p>道といたしましても、市町村に対し、個人番号の漏えい防止など適切な管理のため、この総務省通知の趣旨の徹底とあわせ、ガイドラインなどに基づく必要な安全管理措置の確実な実施などについて改めて周知を行ってまいりたいと、かように考えているところでございます。</p>